

衛生管理者制度と能力向上教育

武田労働衛生コンサルティング事務所
武田繁夫

1

2

衛生管理者制度と能力向上教育

- 産業保健の目的、危険有害要因
- 職場の安全衛生管理体制
- 衛生管理者制度
 - 成り立ち、変遷
 - 資格、試験
 - 選任基準、選任状況
- 衛生管理者の職務
- 衛生管理者の能力向上教育

産業保健の目的

(ILO/WHO合同委員会の定義 1950/1995)

産業保健は次のことを目的とすべきである。すべての職業における労働者の身体的、精神的及び社会的健康を最高度に維持、増進させること、労働条件による労働者の健康を損なうことを予防すること、就業している労働者を健康に対する危険有害な要因から保護すること、労働者の生理的、心理的能力に適した職場環境に労働者を配置し、健康を保持すること、すなわち、労働者に仕事を適応させること、および仕事への労働者の適応を図ることである。

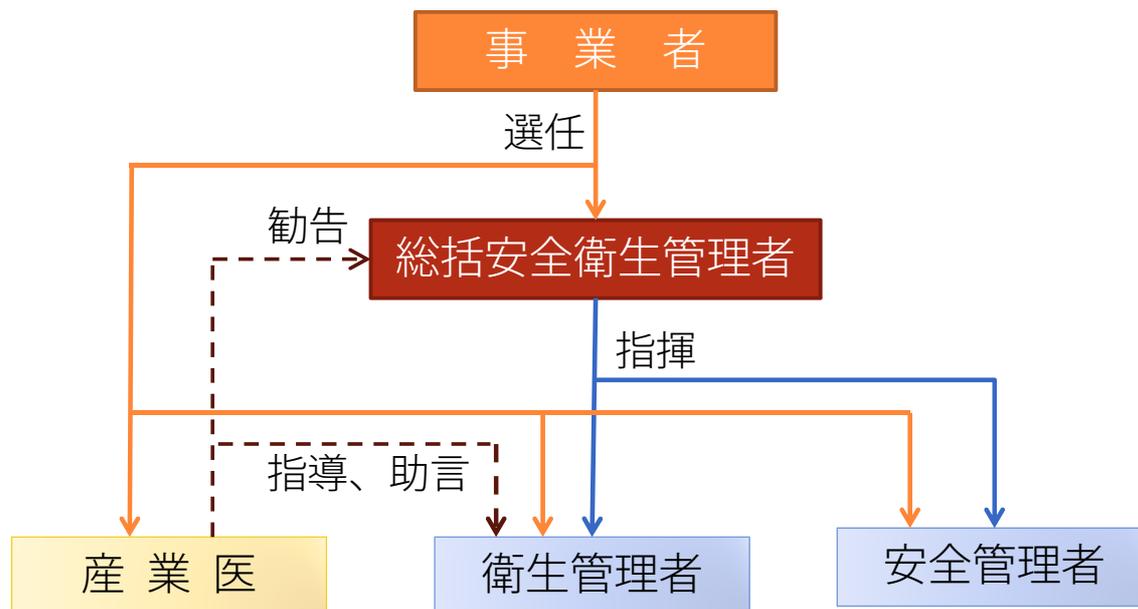
産業保健は次の3つを重点項目とすべきである。

- ① 労働者の健康と就業能力を維持し増進すること、
- ② 安全と健康のために作業環境や作業を改善すること、
- ③ 就業における健康と安全を確保し、そのうえで組織における雰囲気づくりと円滑な運営を促し、その結果として事業における生産性の向上が期待されるように、職場組織と就業文化を発展させること。
この就業文化の概念は、当該企業が持つ本質的な価値を反映することを意味している。このような文化は、企業の経営システム、人事施策、労働者の参加・訓練、品質管理による影響を受ける。

産業保健分野の危険有害要因（ハザード）

- 物理的要因
 - 紫外線、赤外線、レーザー光線、電場・磁場、電離放射線、気圧（高気圧、低気圧）暑熱、高温物体、寒冷、騒音、低周波、超音波、振動 等
- 作業要因
 - 重激業務、重量物取扱、腰部負担、振動工具、引きつけ金具付き工具、VDT作業 等
- 化学的要因
 - 化学物質、粉じん、酸素欠乏 等
- 生物学的要因
 - 細菌、ウィルス、昆虫、獣毛 等
- 心理・社会的要因
 - 過重労働等、心理的負荷 等

職場の安全衛生管理体制



労働安全衛生法第3章
製造業等 300人以上の事業場の安全衛生管理体制

衛生管理者制度の成り立ち (1)

- 労働基準法施行 昭和22年4月7日
- 労働省設置 昭和22年9月1日 (労働衛生課設置)
- 労働安全衛生規則施行 昭和22年11月1日
- お医者さんだけではとても事業場の衛生管理は困難
(看護婦とか保健婦だけではやって行けない)
- どうしても衛生管理をやってくれる保健指導員みたいなものがほしい
- 国家試験みたいな試験をやって勉強してもらおう

衛生管理者制度の成り立ち（2）

- 衛生管理者のモデル
 - 陸海軍の衛生下士官
 - 工場や鉱山の保健指導員
医師は招集でどんどんいなくなるので、医師がわりになるものを配置するため養成していた
 - 学校の衛生管理を行う養護教員
- 
- 労働基準法制定
 - 第53条 一定の事業については、使用者は、安全管理者及び衛生管理者を選任しなければならない。

座談会労働衛生行政15年（労働衛生 昭和37年10月）

衛生管理者制度の変遷

- 昭和22年（1947年） 労働基準法、安全衛生規則制定
衛生管理者制度創設
- 昭和27年（1952年）
主任衛生管理者制度導入（職制上の責任者）
- 昭和35年（1960年）
労働衛生管理員制度の創設（現・安全衛生推進者）
- 昭和41年（1966年）
衛生工学衛生管理者制度導入
専任の衛生管理者の選任義務（昭和42年1967年）
- 昭和47年（1972年） 労働安全衛生法等制定
総括安全衛生管理者等の安全衛生管理体制の整備
- 昭和63年（1988年）
業種別区分の新設、資格要件の拡充、能力向上教育

衛生管理者 資格

- 衛生管理者（第一種、第二種）
 - 衛生管理者免許試験に合格したもの
 - 大学において保健衛生に関する学科を卒業したもので労働衛生に関する講座または学科目を修めたもの
 - 保健師、薬剤師の免許を受けたもの
 - 医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント など
- 衛生工学衛生管理者
 - 大学または高等専門学校において、工学または理学に関する課程を修めて卒業した者等で、一定の講習を終了したもの

衛生管理者 業種と資格要件

- 資格要件

業種	免許等保有者
農林水産業、鉱業、建設業、製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業および製造業	第一種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど
その他の業種	第一種衛生管理者免許、第二種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタントなど

（労働安全衛生規則第7条第3項）

第一種衛生管理者試験 科目と範囲

試験科目	範囲
労働衛生	衛生管理体制 作業環境要素 職業性疾病 作業環境管理 作業管理 健康管理 メンタルヘルス対策 健康の保持増進対策 労働衛生教育 労働衛生管理統計 救急処置 事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。)
労働生理	人体の組織及び機能 環境条件による人体の機能の変化 労働による人体の機能の変化 疲労及びその予防 職業適性
関係法令	労働基準法、労働安全衛生法、作業環境測定法及びじん肺法並びにこれらに基づく命令中の関係条項

衛生管理者規程

第二種衛生管理者試験 科目と範囲

試験科目	範囲
労働衛生	衛生管理体制 作業環境要素(有害業務に係るものを除く。) 作業環境管理(有害業務に係るものを除く。) 作業管理(有害業務に係るものを除く。) 健康管理(有害業務に係るものを除く。) メンタルヘルス対策 健康の保持増進対策 労働衛生教育 労働衛生管理統計 救急処置 有害業務に係る労働衛生概論 事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動
労働生理	人体の組織及び機能 環境条件による人体の機能の変化 労働による人体の機能の変化 疲労及びその予防 職業適性
関係法令	労働基準法及び労働安全衛生法並びにこれらに基づく命令中の関係条項(有害業務に係るものを除く。)

衛生管理者規程

衛生管理者試験受験状況

免許試験（学科試験）

平成25年

試験区分	受験者数（人）	合格者数（人）	合格率（%）
第1種衛生管理者	54,499	29,800	54.7
第2種衛生管理者	26,555	17,878	67.3
学科試験全体	165,094	100,127	60.8

公益財団法人 安全衛生技術試験協会

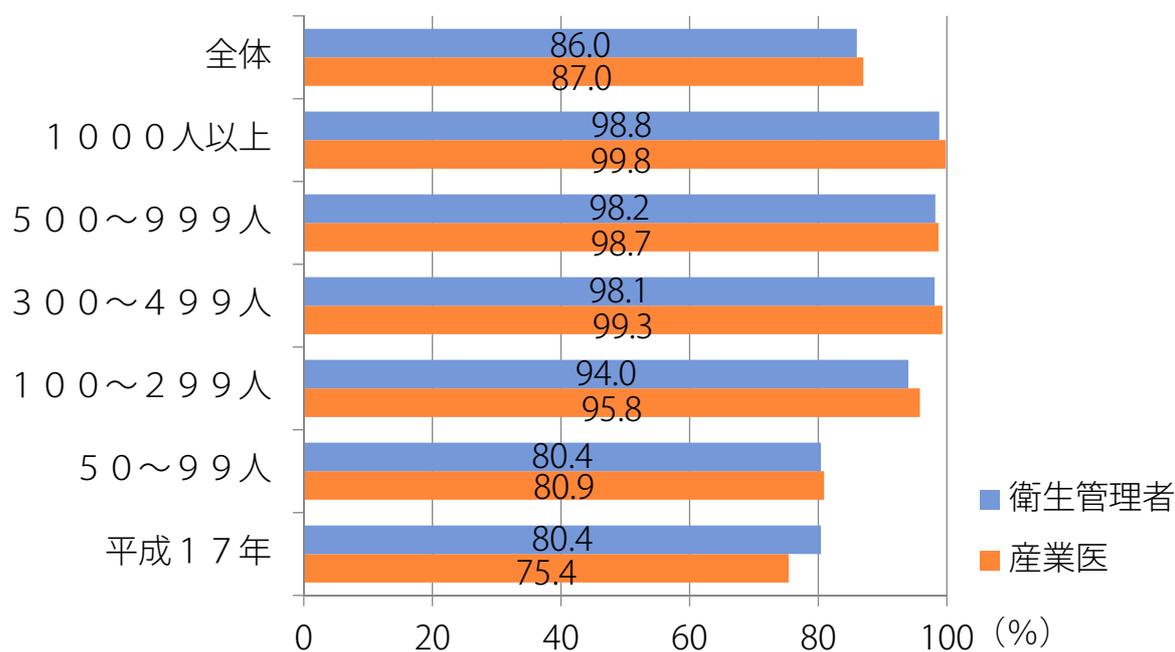
衛生管理者の選任

- 衛生管理者（労働安全衛生法第12条）
一定の規模の事業場ごとに「衛生管理者」を選任し、その者に総括安全衛生管理者の安全衛生業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させることを事業者が義務付け
- 衛生管理者の選任（労働安全衛生規則第7条第4項～第6項）
 - 常時50人以上の労働者を使用するすべての事業場で選任する

事業場の規模	衛生管理者の数
50人～200人	1人
201人～500人	2人
501人～1,000人	3人
1,001人～2,000人	4人
2,001人～3,000人	5人
3,001人以上	6人

- 一 専任の衛生管理者 常時1,000人を超える事業場
常時500人を超える事業場で有害業務30人以上
- 一 衛生工学衛生管理者 常時500人以上、一部の有害業務常時30人以上

衛生管理者、産業医の選任状況



平成22年 厚生労働省労働安全衛生基本調査

総括安全衛生管理者の職務

労働安全衛生法

第10条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
 - 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
 - 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
 - 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの
- 2 総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。
- 3 (略)

衛生管理者の職務（１）

労働安全衛生法

第12条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、資格を有する者のうちから、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第10条第1項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

労働安全衛生規則

(衛生管理者の定期巡視及び権限の付与)

第11条 衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。

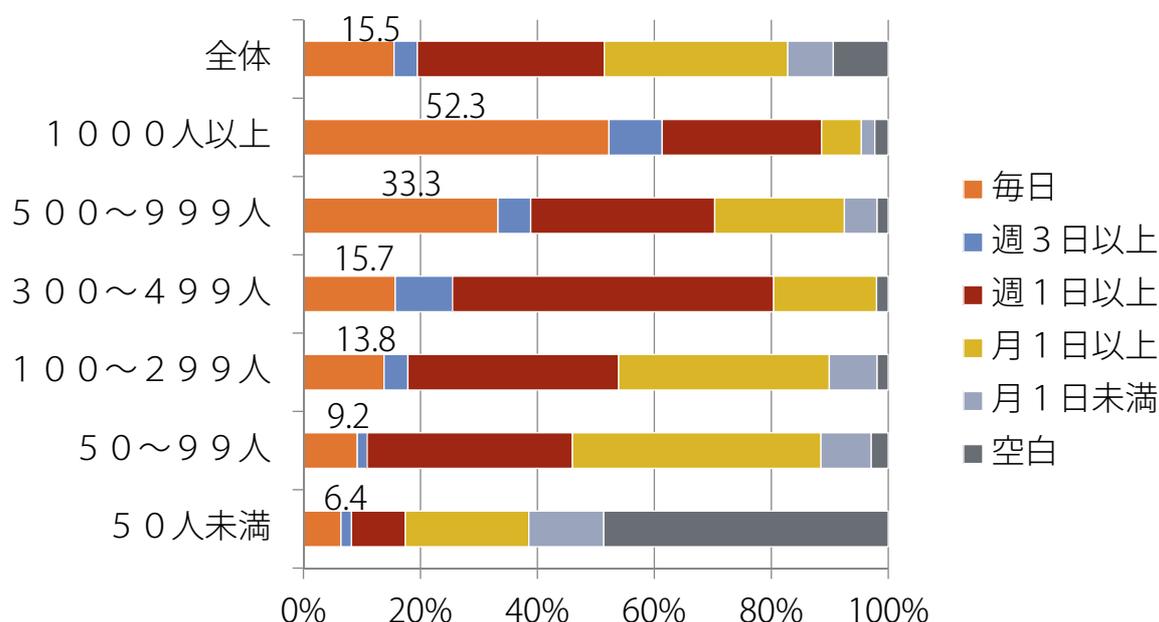
衛生管理者の職務（２）

• 衛生管理者としての業務

- 「衛生に係る技術的事項」とは、必ずしも衛生に関する専門技術的事項に限る趣旨ではなく、総括安全衛生管理者が統括管理すべき第10条第1項の業務のうち、衛生に関する具体的事項をいうものと解すること。（昭和47年9月18日 基発第602条）
- 「衛生に関する措置」とは、法第12条第1項の規定により衛生管理者が行なうべき措置をいい、具体的には、次のごとき措置を指すこと。
 - イ 健康に異常のある者の発見および処置
 - ロ 作業環境の衛生上の調査
 - ハ 作業条件、施設等の衛生上の改善
 - ニ 労働衛生保護具、救急用具等の点検および整備
 - ホ 衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
 - ヘ 労働者の負傷および疾病、それによる死亡、欠勤および移動に関する統計の作成
 - ト その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行なわれる場合における衛生に関し必要な措置
 - チ その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

（昭和47年9月18日 基発601号の1）

衛生管理者の本来業務実施頻度



衛生管理者のメンタルヘルス活動についてのアンケート（2013年）

能力向上教育（1）

労働安全衛生法

(安全管理者等に対する教育等)

第19条の2 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受けさせる機会を与えるように努めなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の教育、講習等の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる。

能力向上教育（2）

労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針(平成18.3.31 能力向上教育指針公示第5号)

- 対象者
安全管理者、衛生管理者、
安全衛生推進者、衛生推進者、作業主任者、
元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、
その他の安全衛生業務従事者
- 種類

初任時教育	初めて当該業務に従事することになった時
定期教育	一定期間ごと
随時教育	当該事業場において機械設備等に大幅な変更があった時

能力向上教育（3）

- 内容

初任時教育	当該業務に関する全般的事項
定期教育、 随時教育	労働災害の動向、社会経済情勢、事業場における職場環境の変化等に対応した事項

- 時間 原則として1日程度
教育の対象者及び種類ごとに示すカリキュラムによる
- 方法 内容に応じて効果の上がる方法
- 講師 最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有する者
- 推進体制の整備等
実施者、責任者、実施計画、記録、教育時間

衛生管理者能力向上教育 初任時（1）

科 目	範 囲	時 間
1 労働 衛生管理 の進め方	(1) 労働衛生管理体制における衛生管理者の役割 (2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置 (3) 事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動 (4) 職場巡視 (5) 健康障害発生原因の調査 (6) 産業医等安全衛生管理者との連携 (7) 法定の届出、報告書等の作成 (8) 労働衛生統計等労働衛生関係基礎資料の作成及び活用	4.5(2.5)
2 作業 環境管理	(1) 作業環境測定及び評価 (2) 局所排気装置等労働衛生関係施設の点検 (3) 一般作業環境の点	1.0(0.5)

衛生管理者能力向上教育 初任時（2）

科 目	範 囲	時 間
3 作業 管理	(1) 作業標準の活用 (2) 労働衛生保護具の適正使用及び保守管理	1.0(0.5)
4 健康 管理	(1) 健康診断及び面接指導等の対象者の把握、実施結果の記録及び保存並びに実施結果に基づく事後措置等 (2) メンタルヘルス対策 (3) 健康の保持増進の進め方 (4) 救急処置	2.5(2.0)
5 労働 衛生教育	(1) 教育の進め方	1.0(1.0)
6 災害 事例及び 関係法令	(1) 健康障害発生事例及びその防止対策 (2) 労働衛生関係法令	2.0(1.0)
計		12.0(7.5)

衛生管理者能力向上教育 定期、随時（1）

科目	範囲	時間
1 労働衛生管理の進め方	(1) 企業活動における労働衛生管理 (2) 労働衛生管理に係る中長期計画の策定及び活用 (3) 労働衛生管理規定等の作成及び活用 (4) 事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動（危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。） (5) 健康障害発生原因の分析及び結果の活用 (6) 職場巡視計画の策定及び問題点の処理 (7) 労働衛生情報・資料の収集及び活用	2.5(1.5)
2 作業環境管理	(1) 作業環境測定結果の評価及びそれに基づく環境改善 (2) 労働衛生関係施設等の定期自主検査及び整備 (3) 一般作業環境の整備	1.0(0.5)

衛生管理者能力向上教育 定期、随時（2）

科目	範囲	時間
3 作業管理	(1) 作業分析の評価 (2) 作業標準の評価 (3) 労働衛生保護具の選定	1.0(0.5)
4 健康管理	(1) 有害要因と健康障害 (2) 健康危険調査及び疫学的調査等 (3) 健康診断及び面接指導等並びにこれらに基づく事後措置に関する実施計画の作成 (4) メンタルヘルス対策 (5) 疫病管理計画の作成 (6) 健康保持増進対策	2.5(2.0)
5 労働衛生教育	(1) 教育計画の作成	1.0(1.0)

衛生管理者能力向上教育 定期、随時（3）

科目	範囲	時間
6 実務 研究	(1) 各種労働衛生管理規程の作成 (2) 作業標準の作成 (3) 労働衛生管理計画等の作成	2.0(1.0)
7 災害 事例及び 関係法令	(1) 健康障害発生事例及びその防止対策 (2) 労働衛生関係法令	2.0(1.0)
計		13.0(7.0)

(第2種衛生管理者については、上記カリキュラムから有害業務に係るものを除き、時間については括弧内の時間とする。)

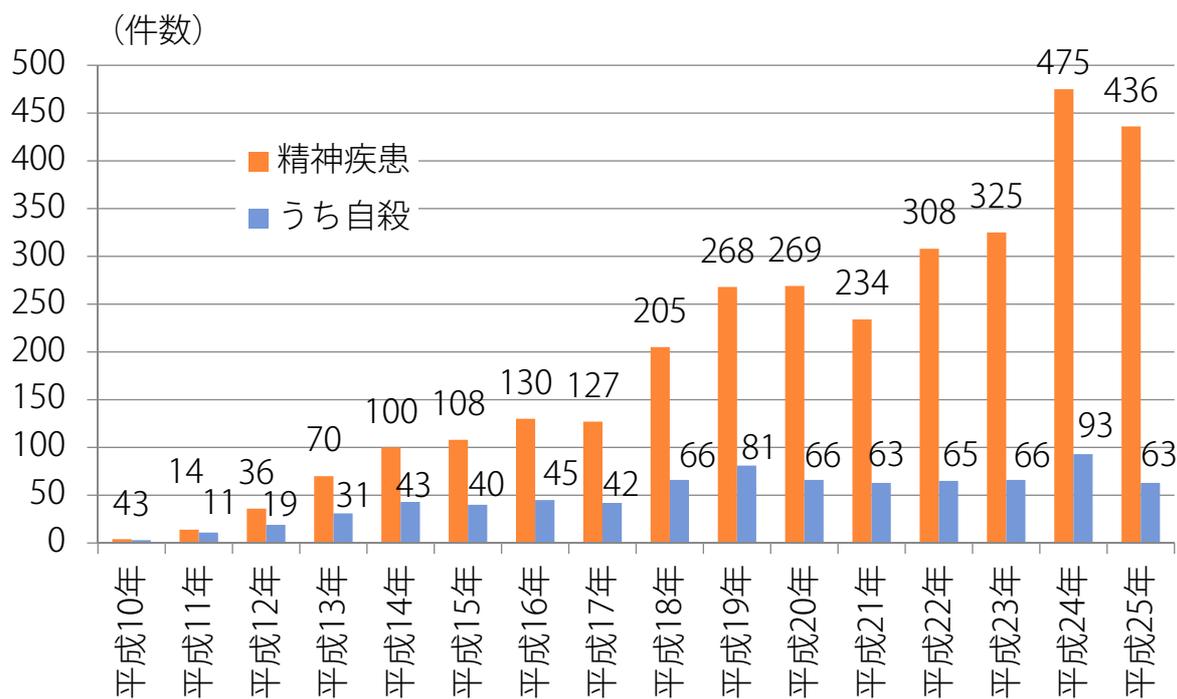
衛生管理者能力向上教育について

- カリキュラムの細目、教材、講師、受講者数等を提示
- 細目の例（4 健康管理 2.5時間（1.5時間））

範囲	細目
(1) 有害要因と健康障害	イ 有害要因に対する生体 ロ 生物学的モニタリング ハ 作業関連疾患 ニ ストレス関連疾患
(2) 健康危険調査及び疫学的調査等	健康危険調査
(3) 健康診断及びそれに基づく事後措置に関する実施計画の作成	健康診断実施結果
(4) 疾病管理計画の作成	イ 疾病管理 ロ 疾病管理計画の作成
(5) 健康保持増進対策	T H Pの概要と推進方法

(平成6年2月17日 基発第82号)

精神障害等の労災認定件数



労働者の心の健康の 保持増進のための指針

イ 衛生管理者等

衛生管理者等は、心の健康づくり計画に基づき、産業医等の助言、指導等を踏まえて、具体的な教育研修の企画及び実施、職場環境等の評価と改善、心の健康に関する相談ができる雰囲気や体制づくりを行う。またセルフケア及びラインによるケアを支援し、その実施状況を把握するとともに、産業医等と連携しながら事業場外資源との連絡調整に当たることが効果的である。

当面のメンタルヘルス対策の 具体的推進について

(1)事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任

指針 5(3)に基づき、衛生管理者、衛生推進者等から事業場のメンタルヘルスケアの推進の実務を担当する「事業場内メンタルヘルス推進担当者」を選任するよう指導等を行うこと。

衛生管理者については、管内で「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（能力向上教育指針公示第 1 号）に基づく衛生管理者能力向上教育（初任時、定期又は随時）が実施されている場合には、必要に応じ、その受講を促すこと。

（平成 21 年 3 月 26 日基発第 0326002号）

心の健康問題により休業した労働者の 職場復帰支援の手引き

ウ 衛生管理者等

衛生管理者等は、産業医等の助言、指導等を踏まえて、職場復帰支援が円滑に行われるよう労働者に対するケア及び管理監督者のサポートを行う。また、必要に応じて人事労務管理スタッフや事業場外資源との連絡調整にあたる。

なお、これらを実施する衛生管理者等については、メンタルヘルス対策全体に関係することが望ましい。メンタルヘルス指針に基づき「事業場内メンタルヘルス推進担当者」を選任している場合は、当該者にこれらの職務を行わせることが望ましい。

また、50人未満の小規模事業場においては、衛生推進者又は安全衛生推進者は、労働者、管理監督者及び主治医と連携し、地域産業保健センター、労災病院勤労者メンタルヘルスセンター等の事業場外資源を活用しながら、職場復帰支援に関する業務を担当する。

（改訂 平成 24 年 7 月）